

【研究ノート】

近世村落の湧水紛争と水資源開発

—近江国甲賀郡柏木御厨故地の水論絵図から—

渡

邊

浩

貴

近世村落の湧水紛争と水資源開発

—近江国甲賀郡柏木御厨故地の水論絵図から—

渡邊 浩貴

【キーワード】

近世村落 湧水 水資源開発 柏木御厨 水論絵図

【要旨】

前近代村落における水資源利用や農業開発の研究史を振り返ると、その研究の中心は文献史（資料）料に記録されやすい河川灌漑や溜池灌漑に偏っていたことが窺える。しかし、実際に現況の村落を踏査し聞き書きを集めると、景観や人々の記憶のなかに、「湧水」が農業や生活用水として利用されていた様子を認めることができる。湧水といえば、これまで祭祀や儀礼などの信仰空間のなかで、あるいは井戸などの生活飲水や湧水湿地といった環境保全の文脈で語られるることはあっても、農業開発におけるその役割・機能を論じた研究は極めて少ない。では、湧水は前近代村落のなかで農業開発に利用されなかつたのだろうか。

そこで本稿は、近江国甲賀郡柏木御厨故地（現滋賀県甲賀市水口町）を事例

に、前近代村落での農業開発における湧水利用の実態を検討することを目的としている。当該地域は、琵琶湖の湖南に位置し、鈴鹿峠を水源とする野洲川の中流域右岸にあるため、今も野洲川から取水する灌漑用水（本稿では「ア井」と呼称される）が地域の主たる水源となっている。しかし、当該地の近世史（資料を

調査すると、近世農業開発における湧水利用の実態を濃厚に示す、寛政三年（一八〇一）作成の「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」（「植区有文書」という水論絵図を見発見するに至った。本稿では、この「通の水論絵図を繙くことで、水資源をめぐる紛争の経過および原因、そして係争関連地で実施したフィールドワークを踏まえた農業開発での湧水利用の実態を明らかにするものである。

結果、とくに以下の二点を明らかにし得た。^①水論絵図に描かれた、野洲川取水の河川灌漑「二ノ井」だけでなく、湧水までをも係争地とした紛争勃発の背景に、当該期の旱魃に加えて野洲川流域で進展した新田開発の結果生じた、過剰な水資源分配による水量の枯渇という構造的要因があつたこと。また、^②河川灌漑を主たる水資源としてきた「二ノ井」の受益村の農業開発が、実態としては先の

水論絵図と同様に湧水への依存度が高く、河川灌漑と湧水灌漑の多水源に依存し、かつ用排水を両者で補うという相互補完関係によって成り立っていた。近世村落での湧水開発事例に鑑みると、湧水とは現在われわれが抱く、過去の自然景観や生活に対するある種の郷愁や憧憬のみで捉えられるものではない。それは地域の農業開発の基盤となる、必要不可欠な水資源だったのである。

はじめに

農業にとって、安定的な用水の確保は最重要課題である。かつて寶月圭吾が、「二千年来、農業、就中水稻農業が全産業の中心的地位にあり、米が食糧の主要部分を占めていた我国においては、灌漑が有する社会的・

経済的な重要性は、何時の時代にても些かの変化もない」と断じたよう

に、それはどの時代にも共通した普遍的課題でもあった。文献史学における水利灌漑研究は、とりわけ日本中世史分野で進展した。中村吉治や

寶月がその嚆矢となり^②、以後は莊園・村落史研究のなかで莊園現地調査による用水系統や灌漑範囲の復原技法、災害史・環境史などの視点が取り入れられつつ今に至る。かかる研究での主な対象は、現況景観でも把握しやすく、かつ文献史（資料）料などの記録に残りやすい河川や溜池（谷池・皿池）からの取水に基づく水利灌漑であつた。^③

しかし、前近代村落での水資源利用のあり方は、河川や溜池からの取水のみで完結するものではない。例えば民俗学の分野より、溜池（谷池）

から下流に順々に水を落としていく畦越し灌漑のなかで、水田内に野井戸や湧水池が設けられ数枚単位の水田を灌漑する場所もあつたことが報告されている。河川・溜池灌漑に比べると、確かに地表面に滲出した湧水を利用する灌漑方法は、水量に乏しく自ずから灌漑範囲は狭くなろう。

ただし先の事例は、村落での水資源利用のあり方が複合的なものである可能性を示唆している。また歴史地理学の分野では、近世村落での水論が地形環境を踏まえて考察され、河川や溜池・湧水といった多水源に依存した灌漑状況を指摘する^⑤。こうした成果を踏まえるに、現況の農業（しかも圃場整備事業以後のもの）とは大きく異なり、それ以前では多様な水源（河川・溜池・湧水など）に依存した様子が想像される。とり

わけ今回注目したいのが湧水の存在である。従来、湧水は祭祀や儀礼などの信仰空間で使用される場合や、井戸などの生活飲水、あるいは湧水湿地などとして環境保全の文脈で語られることが多かつた。⁽⁶⁾ところが、文献史学のなかで農業開発におけるその役割・機能の定位を試みた研究は極めて少ない⁽⁷⁾。それは、河川や溜池に比して、湧水は文献史料に残りづらく、また宅地造成や圃場整備事業による農地景観の激変により、湧水の存在 자체が景観から失われてしまつたことが大きく影響している。しかし、現地調査で村落の水資源利用の聞き書きを行うと、農業や生活用水として利用された湧水にまつわる話を伺うことは多く、記録類や景観にその姿をとどめていなくとも、現地で生活する人々の記憶の中に今も生き続けている。

如上の研究状況から、湧水の存在を捨象して前近代村落での農業開発における水資源利用を論することは、その実像とかけ離れたものとなってしまう可能性を孕む。文献史学の立場から、地域の農業開発のなかで湧水のあり方を位置づける作業は、重要な課題なのである。

そこで本稿は、近江国甲賀郡柏木御厨故地（現滋賀県甲賀市水口町）を事例に、前近代村落での農業開発における湧水利用の実態を検討することを目的とする。当該地域は、琵琶湖の湖南に位置し、鈴鹿峠を水源とする野洲川の中流域右岸にあり、今も野洲川から取水する灌漑用水が地域の主たる水源となっている。しかし、当該地の近世史（資料）料を調査するに、水口町植村にて近世農業開発における湧水利用の実態を濃厚に示す、寛政一三年（一八〇一）作成の「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」（「植区有文書」、水口歴史民俗資料館保管）という水論絵図を見出すことができた。この絵図の内容を分析することで、先の課題である、前近代村落の農業開発における多水源に依拠した複合的な水資源



図1 柏木御厨関係地図

利用の実態に迫れるのではないだろうか。なお本絵図について、筆者はすでに研究助成報告書（詳細は後述）および別稿にてその存在に言及しており⁽⁸⁾、これらは本稿と密接に関わる。それゆえ先の既発表論稿とやや重複する記述もあるが、本絵図を専論として扱うものは本稿が初めてである。本稿では、この一通の水論絵図を繙くことで、水資源をめぐる紛争の経過および原因、そして係争関連地で実施したフィールドワークを踏まえた農業開発での湧水利用の実態を明らかにしていきたい。

一 対象地域の概要と調査の経緯

まず、調査対象フィールドである近江国甲賀郡柏木御厨故地について先行研究に従いつつ概観していこう。⁽⁹⁾ 当地では中世に伊勢神宮領柏木御厨が成立し、その領域は柏木本郷（近世村の宇田・林口・北脇・名坂・松尾）と酒人郷（近世村の植・酒人・泉）、野洲川氾濫原の沖積低地内にある宇治河原保（近世村の氏河原）、また地理的にやや離れた中山間部の上山村郷（近世村の上山）・中山村郷（近世村の中山）・下山村郷（近世村の下山）からなる（図1 参照）。当該地には現地荘官の系譜を引く在地領主山中氏や伴氏・美濃部氏などが拠点を置き領主支配をそれぞれ展開し、戦国期には同名中・三方中・郡中惣と呼ばれる領主層で構成される地域組織体が存在し在地紛争等の解決にあたっていた。近世村落が一七世紀後半から生まれてくると、「甲賀古士」と称する侍身分を持つ有力者が、現地で独自の地位を持つようになつていった。また各村落のうち宇田・林口・北脇・泉・植・酒人の六ヶ村は、「柏木庄」と呼ばれる結合を近世以降も保持していた。近代になると明治期に町村制施行に伴い、宇田・北脇・酒人・植・泉・名坂の近世村は柏木村として合併されている。戦時中は柏木村は水口町に編入されるが、戦後になる

と一時期分離して再び水口町に編入して、それぞれ水口町内の宇田・植・酒人という大字として現在に至っている。

水口平野部での水資源利用については、村田修三が圃場整備以前の水利灌漑の復原を行っており、野洲川から取水される「二ノ井」「三ノ井」の幹線用水路の存在が明らかになっている⁽¹⁰⁾。当該地の圃場整備事業は二〇〇六年に完了し、現在は野洲川の水口頭首工から水柏用水幹線水路・柏木支線水路・貴生川支線水路の三つが引かれ水口町の野洲川両岸地域を灌漑する。しかし、かかる事業は既存の灌漑用水体系を利用し、それらの水供給を補完するものという意味合いが強いため、従来の基幹用水路「二ノ井」「二ノ井」は今も利用されている⁽¹¹⁾。この二つの用水路は、近世史料では二つを合わせて「あやの井」（綾野井）と呼ばれ、中世まで遡りうることが村田によつて指摘されている。またこのほか野洲川取水の用水路には、宇田・酒人を養う野上（神）井や酒人を養う前田井が存在していたことも近世絵図・史料から窺える。綾野井（二ノ井・二ノ井）・野上井・前田井は近世史（資）料においてその水利慣行や開削や管理方法、水論などを具体的に知ることができる。近世における当該地での水田耕作は、綾野井の用水路によつて多くが賄われていることから、中世以来、野洲川から引水される河川灌漑が主たる用水とこれまで理解されてきている⁽¹²⁾。

だが、当該フィールドでかつて二〇〇〇年～〇五年に日本大学・東京学芸大学・悪党研究会の合同で実施された現地調査では、湧水の存在が現地の聞き書き調査で多く記録されており、一ノ井・二ノ井の用水秩序よりも、当該地の水資源利用では湧水がより人々の生活に密着していた様子が窺える。これらの調査成果は河川灌漑のみで柏木御厨故地の地域的特質を説明した村田修三の見解に対し、修正を迫るものであろう⁽¹³⁾。

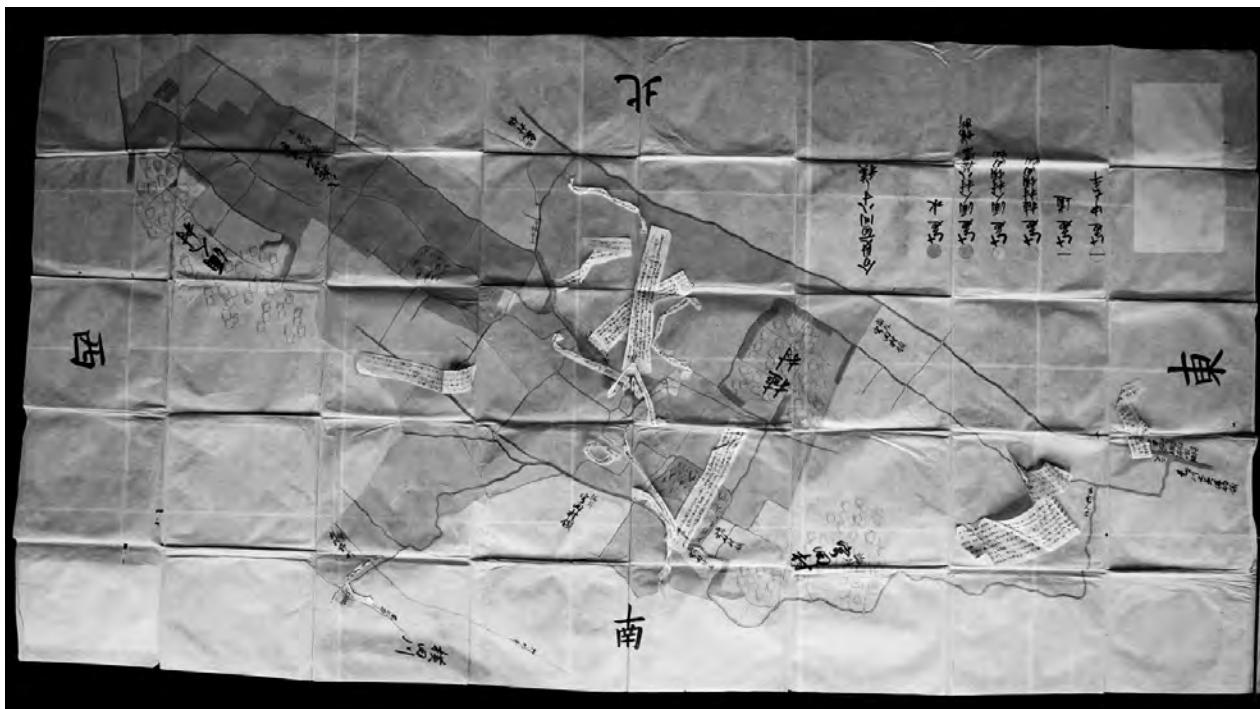


写真1 「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」全図

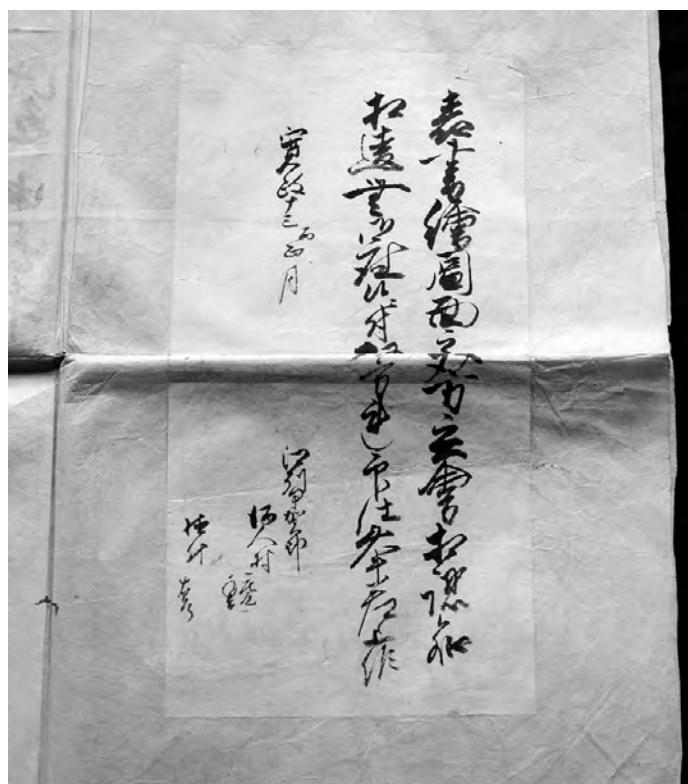


写真2 裏書部分

そこで、かかる先行する現地調査の成果を継承し、筆者はこれまで当該地をフィールドに、二〇一八年度公益財団法人国土地理学会学術研究助成（研究課題「圃場整備地域の景観復原技法確立と地域実践—滋賀県甲賀市水口町の前近代水資源開発と社会集団の関わりから—」（研究代表・渡邊浩貴）、および二〇一九年度公益財団法人クリタ水・環境科学振興財团国内研究助成（研究課題「GISを用いた前近代村落社会の水環境と「紛争・共生」に関する歴史学的研究—滋賀県甲賀市水口町における水利灌漑の復原作業を通じて—」（研究代表・渡邊浩貴））の交付を受け、二〇一八年から調査を開始し、新型コロナウィルス感染症の拡大によって活動を休止した二〇二〇年二月に至るまで、主に中世領主の甲賀郡山中氏が本拠を形成した宇田・植・酒人地区を選定し、資料調査お

よび水利灌漑調査を実施し、成果報告を行つた。⁽¹⁵⁾当該調査の聞き書きでも、先行する現地調査と同様に多くの湧水にまつわる証言が得られ、さらにこうした証言を裏付けるように、水口歴史民俗資料館で実施した「植区有文書」の資料調査では区有文書三一点のなから、冒頭で示した湧水にまつわる寛政二年（一八〇二）正月「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」（「植区有文書」二四号）という水論絵図を発見するに至つたのである（【写真1・2】参照）。

二 水論絵図「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」について

（1）資料的性格

本絵図は、裏書部分の記載によると、植村と酒人村間で勃発した水論に際し、寛政二三年に紛争当事者間の立ち会いによって作成されたもので、双方の連印が捺された旨が記される。絵図には宇田・植・酒人の二ノ井によつて灌漑される「柏木」内の三ヶ村が書き上げられ、当事者である植村・酒人村の集落はそれぞれ緑色・朱色で着色されて書き分けられ、用水路や水源地が水色で着色される。この絵図は奉行所が出した享和三年（一八〇四）一一月一六日「酒人村・植村用水出入御裁許御請書」（「植区有文書」一七号）をみると、植村に対し「則立会絵図

之趣ニ而も」と奉行所が返答していることから、絵図が裁判関係の具書として奉行所へ提出されたことは間違いない。同様の絵図面が「酒人区有文書」にも所収されているため、植村・酒人村両村での水論が勃発した際に、奉行所へ訴え出るための絵図を両村立ち会いで現地で作成し、紛争当事者の間で、合意のとれた内容（あくまでも現況の用水体系や耕地景観・集落などを記載するにとどめる）を絵図としてともに作成したことになろう。

ただし、当然ながら係争地における主張は両村で一致を見ているわけ



写真3 調査風景①



写真4 調査風景②



写真5 植村によって用水路筋が貼紙で加えられている箇所



写真6 植村によって湧水地での新たな取水口が貼紙で加えられている箇所

ではない。それゆえに、紛争における植村側の主張内容が本絵図に一六枚の貼紙として付され（資料整理のため、便宜的に貼紙①～⑯の番号を筆者が振った）、それぞれ文末には「植村申上」との文言が記載される（写真3・4）。またベースとなる絵図面に記載された在々所々の用水路に対して貼紙で加除を行うなど、植村側の作為も施されている（写真5・6）。裁判所へ提出するもととなる絵図面は植村・酒入村両村立ち会いで作成しつつ、提出に際してはそれぞれの主張内容が貼紙を付することによって表されたのである。「植区有文書」所収の本絵図は、奉行所提出の控えとして現地に所蔵され残されたと考えられる。

(2)

○江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図

〔裏書部分〕

表書繪図面之双方立合相認候處

寛政十三酉正月

酒人村

庄屋

年寄

植村

右
断

[貼紙部分]

①此井筋者林口村・宇田村・北脇村・泉村・植村五ヶ村之養水二而、井手浚ハ植村一村より掘登り、植村御高之内、六拾石之養水ニ引取来り、

⑥此沢中ニセ^(ハ)溜在之候者、此邊田地之養水ニ相懸り候、せきニ而不用之節ハ切落し置候處、酒人村養水之ためニセ^(ハ)き有之候様申立候得共、

(4) 植村領御高之内六十石養水・餘水之義者此所へ流水仕候、植村申上、
字せゝなけ、此溝筋字ミとろ之沢之東の方迄流水仕、纔計田地を養
來リ、溝上ハ村方呑水等ニも相用ひ、字ミとろ之沢中江之水漬縁者
之候故、酒人村へ分水可仕義ハ毛頭無之処、酒人村々此溝を堀登り、
様申立候得共、酒人村へ掛り候溝筋ニ而ハ無之候、堀登り候道理無
座候、植村申上、

田地者、字青井将軍地与申而西之方ニ字永ころとか申井筋々養水引取
來候義ニ相違無御座候、植村申上候、

④植村領御高之内六十石養水・餘水之義者此所へ流水仕候、植村申上、

⑤字せゝなけ、此溝筋字ミところ之沢之東の方迄流水仕、纔計田地を養ひ
來り、溝上ハ村方呑水等ニも相用ひ、字ミところ之沢中江之水漬縁者無
之候故、酒人村へ分水可仕義ハ毛頭無之処、酒人村より此溝を堀登り候
様申立候得共、酒人村へ掛リ候溝筋ニ而ハ無之候、堀登り候道理無御

(3) 北ノ川字高繩手与申、此井筋幅六尺五寸ニ而川床ニ鋪石を以分量在之、植村御高之内式百石之養水ニ引取來り候故、井手浚之義も植村并宇田村両村々堀登リ他村へ相至リ候、井筋ニ而者一切無之候處、酒人村々高八拾四石之養水之旨申立候得共、相違之義ニ而酒人村高八拾四石之田地者、字青井將軍地与申而西之方ニ字永ころとか申井筋々養水引取來候義ニ相違無御座候、植村申上候、

川麻々木五本重ね五尺之瀧ニ成り 上幅壹丈五尺八寸在之 此分水場所
普請之節、宇田村・植村・酒人村三ヶ村立合ニ而、人足・竹木等ハ地頭
所々被下置、普請成来之上者、水口御役人様御見分在之候、尤渴水之節
者、右二ヶ村水分仕候ニ昼九ツ時ノ夜九ツ時迄宇田村へ養水引取、夜九
ツ時ノ昼九ツ時迄ハ植村御高之内弐百石ノ酒人村高之内四百石之養水
二引取、右刻限之通三ヶ村立合分水仕来、酒人村ハ此所ニ而右四百石之
養水ト西の方野上井ニ而拾八石、前田井ニ而弐百石都合六百拾八石之
養水引取候得者、村高ノ十八石之養水過分ニ相成申候、植村申上候、

酒人村高之内六拾石之養水二引取候義者無御座、前々々々五ヶ村養水二紛無御座候、植村申上、

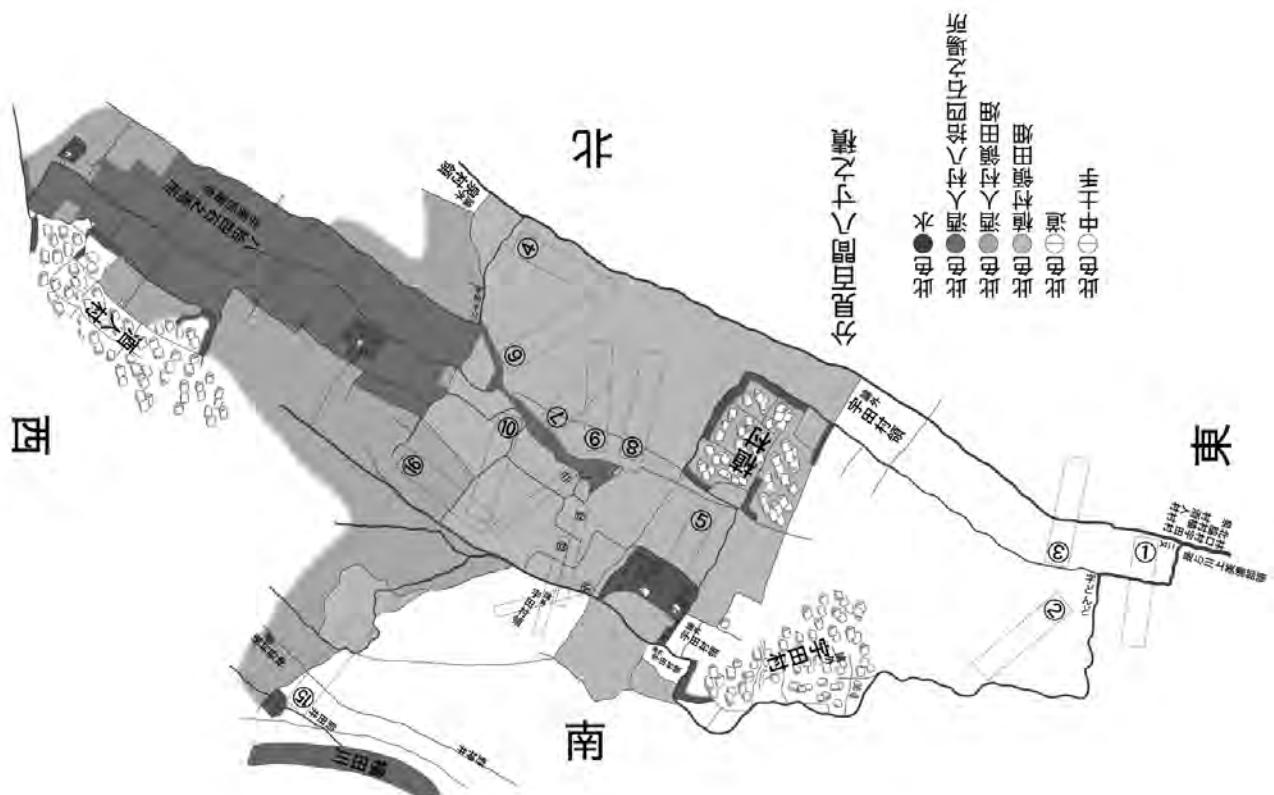


図2 トレース図



図3 水論関係地図

都而此余水ハ他村之養水ニ可致所にてハ一切無之候、植村申上、
 ⑦字ミとも之沢之義者、植村御高畠歩付之内ニ而田地中ニ落窪下田荒水
 つきニ而、自清水涌出候故、沢際田地水つきニ不相成様溜畔在来候得
 共、随分土砂こもこも等ニ而端々より埋ミ行ニハ田地ニ取立可申場所
 二而御座(候脫力)故、右沢中へ溝筋を落し逆可申所ニ而者一切無之、右場所ニ
 付年々地頭所々人夫・竹木等被下、御地頭普請所ニ而右沢際田地養水
 ニ仕候、餘水ハ落合川筋へ落し来候義ニ而、酒人村之養水ニ可致義ハ
 毛頭無御座候、植村申上候、

⑧此所絵図之通ニ而井筋切候在之、一円田地ニ而井溝形一切無御座候所

ニ而御座候、植村申上、

⑨字ミとも之沢溜畔式ヶ所之義者、前々々在来り地頭所御普請場所ニ而
 人夫・竹木等被下候義ニ御座候處、四年仍(々々)前三年酒人村のもの共罷
 越、右溜畔式ヶ所を堀壞テ植村田地ひへぬき、大渕・小清水へ向水引
 取候様仕成候付難相済、如元溜畔式ヶ所築立置、又御手差不仕様其節
 意趣及出入候處、御地頭所へ御引渡ニ相成候砌、仲人へ取扱被仰付、
 右溜畔式ヶ所者在来候義ニ付、仲人々御地頭所へ申上候處、御地頭所
 御三方御立会にて、弥在来如元ニ築立置候様、被仰付候義ニ御座候、
 植村申上、

⑩字小清水と申田地之ひへぬきニ而、溝筋井筋ケ間敷ものニ而者一切無
 之候、植村申上、

⑪此所絵図洒人村々溝筋無之趣ニ申立候得共、前々々溝筋在来候て相違
 無之候、植村申上、

⑫此所新切通シト洒人村々申立候得共、古来々之田地水戸口ニ而在来候
 義御座候、植村申上、

⑬此所絵図井溝者一切無之、一円田地ニ御座候、植村申上、

⑭植村領御高之内式百石之養水・餘水之義者、此所へ流水仕候、植村申
 上、

⑮前田井、酒人村高之内式百石之養水ニ御座候、

⑯此井筋酒人村領字永ころとか申而、酒人村高之内八拾四石青井將軍地
 と申田地之養水ハ、前々々此井筋ニ而養ひ來り候ニ相違無之處、此井
 筋下モ別絵図式枚之通井筋漬キ有之候を、去ル辰年埋ミ置翌年ミとろ
 之沢より水引取候様目論見仕候義ニ御座候、植村申上、

三 紛争内容と湧水の存在

それでは、水論における植村の主張を貼紙記載内容に即して検討して
 いく。その主張内容を大別すると、野洲川より取水する幹線用水路「二
 ノ井」の水利権と、植村・酒人村間に形成されていた湧水池の利用をめ
 ぐるものであった。以下、貼紙番号順に見ていく（水論関係地名につ
 いては【図3】参照）。

(1) 二ノ井の水利権

水論絵図のなかで最初に係争地として貼紙が集中する場所は、野洲川
 から取水された二ノ井が宇田村東側で分岐する「二又」「どんど」地点
 である。宇田・植・酒人を灌漑する基幹用水路の井堰付近に貼紙①②③
 が付されている（【写真7】）。

絵図には墨色で用水の受益村に林口・宇田・北脇・植・泉・酒人の六
 ケ村が記載されているが、しかし貼紙①に記される植村の主張は異なつ
 ている。「二又」から分岐する二ノ井の受益村は林口村・宇田村・北脇
 村・泉村・植村の五ヶ村であり、「酒人村高之内六拾石之養水ニ引取候
 義者無御座、前々々五ヶ村養水ニ紛無御座候」とあるように、当該用水

路には本来的に酒人村は受益者として加わっていなことを述べる。この「二又」で分岐し泉村に至る二ノ井用水路は、近世では「一ノ井・二ノ井を総称する綾野井に含まれるものだが、近代では「甲賀郡北脇村地誌」内の川項目に「古街道川水源横田川ノ流ヲ分チ、本郡宇田村ヨリ流レ、宇田村・植村界ヲシテ泉村界ニ流ル」とある。^{〔16〕}「横田川」とは野洲川を指しており、この「古街道川」が「二又」から分岐し泉村へ至る用水路に相当すると考えられる。

また「二又」から少し南下した二ノ井の分岐点にある「どんど」にも貼紙②が見える。その内容には、まず「川床ヲ木五本重ね五尺之瀧ニ成り、上幅壹丈貳尺八寸在之、此分水場所普請之節宇田村・植村・酒人村三ヶ村立合ニ而、人足・竹木等ハ地頭所々被下置、普請成來之上者、

水口御役人様御見分在之候」と、「どんど」には井堰が設けられており、木を横に並べて瀧を作つて井堰とする灌漑施設があつたことがわかる。この維持・管理については受益者である宇田・植・酒人でそれぞれ人足や資材を投じて負担していた。さらに、「尤渴水之節者右三ヶ村水分仕候ニ昼九ツ時より夜九ツ時迄宇田村へ養水引取、夜九ツ時より昼九ツ時迄ハ植村御高之内貳百石、^{〔17〕}酒人村高之内四百石之養水ニ引取、右刻限之通三ヶ村立合分水仕来、酒人村ハ此所ニ而右四百石之養水ト西之方野上井ニ而拾八石、前田井ニ而貳百石都合六百拾八石之養水引取候得者、村高より他村へ相至り候井筋ニ而者一切無之候處、酒人村より高八拾四石之養水之旨申立候得共、相違之義ニ而」と、植村はこの用水路はあくまでも宇田村・植村だけしか灌漑しない用水路であつて、決して酒人村まで灌漑する用水路ではないと主張し、「酒人村高八拾四石之田地者、字青井将軍地与申而西之方ニ字永ころとか申井筋より養水引取來候義ニ相違無御座候」とあるように、酒人村の用水は小字「青井將軍地」や小字「永ころ」からの井溝で灌漑しているという。植村は、あくまでも酒人村に北ノ川の受益権はない旨を主張するのである。

この「どんど」から分岐する二ノ井用水路について、国土地理院の地

理院地図「治水地形分類図」（更新版二〇〇七年～二〇二〇年）を用いて地形環境に着目すると、野洲川右岸部の完新世段丘面と野洲川氾濫平野のちょうど境目にあたる段丘崖下に沿うようにして流れている。かつて村田修三は、中世文書群「山中文書」の山中高俊の年欠「当知行目録案」^{〔18〕}で所領四至に「古河」として登場するものが二ノ井（後述する「酒人用水」を指す）の前身に相当し、やがて文安五年（一四四八）九月一日「室町幕府將軍家御教書案」^{〔19〕}に出てくる「酒人用水」と同一のものと指摘している。「どんど」分岐の二ノ井が野洲川の旧河道であり氾濫平野に立地する点、また植村と若干の認識が異なれども酒人村の基幹用水となつてゐる点を踏まえるに、この用水路が中世の「酒人用水」に当たると考えられる。

同じく字「どんど」より分水して植村集落にいたる用水路には貼紙③が付されている。その主張内容は「北ノ川字高繩手与申、此井筋幅六尺五寸ニ而川床ニ鋪石を以分量在之」と、「北ノ川」と呼ばれ川床には敷石が施される用水路の利用が問題となつてゐる。ここでも「植村御高之内貳百石之養水ニ引取來り候故、井手浚之義も植村并宇田村両村より堀登り他村へ相至り候井筋ニ而者一切無之候處、酒人村より高八拾四石之養水之旨申立候得共、相違之義ニ而」と、植村はこの用水路はあくまでも宇田村・植村だけしか灌漑しない用水路であつて、決して酒人村まで灌漑する用水路ではないと主張し、「酒人村高八拾四石之田地者、字青井將軍地与申而西之方ニ字永ころとか申井筋より養水引取來候義ニ相違無御座候」とあるように、酒人村の用水は小字「青井將軍地」や小字「永ころ」からの井溝で灌漑しているという。植村は、あくまでも酒人村に北ノ川の受益権はない旨を主張するのである。

対する植村側の主張であり、上流・下流に位置する村落の水論という一般的な紛争を示していよう。ただし、貼紙⑤以降になると、今度は植村・酒人村の間でさらに詳細な水資源利用に関する紛争であることが分かる。

(2) 湧水群「みどろの沢」の存在

水論絵図のなかで最も貼紙が集中する場所が、ひときわ目立つように描かれている植村と酒人村の境の「みどろの沢」という地である（写真8）。当該地には係争関連の貼紙⑤～⑭まで付される。この場所を先と同様に国土地理院の地理院地図（電子国土Web）「治水地形分類図」および「自分でつくる色別標高図」を用いて見てみると、植村・宇田村から酒人村の標高一五七メートルの地で大きく谷状に東側へ窪んだ場所が見られる。この窪地は野洲川によって形成された旧河道であり、当該地が絵図で示される「みどろの沢」に該当する。

貼紙⑤には植村の小字「せせなげ」での用水利用が問題となっている。まず「字せゝなげ、此溝筋字ミとろ之沢之東之方迄流水仕、纔計田地を養ひ来り、溝上ハ村方呑水等ニも相用ひ」とあり、植村南側より「みどろの沢」東側へ至る井溝が植村のわずかな田地を灌漑し、その上流では飲用水として利用されていたという。この小字「せせなげ」の用水は、前節で確認した二ノ井幹線用水路を「どんど」「二又」で分岐する河川灌漑とは異なり、小字「三ツ谷」の地点を起点とする井溝である。当地は谷地名が冠せられているように、「治水地形分類図」でも植村と宇田村の間に谷地形が存在し、植村の段丘崖下にこの「三ツ谷」が存在する。つまり「せせなげ」の井溝は、地形環境から「三ツ谷」という小支谷から滲出する湧水を利用したものであつたと判断されるのである。続

いて植村は「字ミとろ之沢中江之水漬縁者無之候故、酒人村へ分水可仕義ハ毛頭無之處、酒人村々此溝を堀登り候道理無御座候」と述べ、「せせなげ」からの湧水が「みどろの沢」に流入していないため、酒人村の用水利用とは一切関係なく、同村から申し立てのあつた「せせなげ」からの井溝が「みどろの沢」東側手前で切れており流入の事実がないことを再度主張している。

貼紙⑥「此沢中ニセ^ミ溜在之候者、此邊田地之養水ニ相懸り候、せきニ而不用之節ハ切落し置候處、酒人村養水之ためニせき有之候様申立候得共、都而此余水ハ他村之養水ニ可致所にてハ一切無之候」をみると、「みどろの沢」は西側を堰き止めて溜め池とする場合もあり、堰を切り落として排水してしまうこともあつたと述べられている。そもそも「みどろの沢」の水資源を他村が利用することを想定したものではないといふ。この「みどろの沢」は湧水が涌く場所であり、貼紙⑦では「字ミとろ之沢之義者、植村御高畠歩付之内ニ而田地中ニ落窪下田荒水つきニ而、自清水涌出候故」と記される。この「みどろの沢」では貼紙⑤の主張内容と同様に植村による田地への引水がされていた。貼紙には以下「沢際田地水つきニ不相成様溜畔在來候得共、隨分土砂こもこも等ニ而端々より埋ミ行ニハ田地ニ取立可申場所ニ而御座^{候脱力}故、右沢中へ溝筋を落し逆可申所ニ而者一切無之、右場所ニ付年々地頭所々人夫・竹木等被下、御地頭普請所ニ而右沢際田地養水ニ仕候、餘水ハ落合川筋へ落し來候義ニ而、酒人村之養水ニ可致義ハ毛頭無御座候」と続く。「みどろの沢」の水源地を利用して植村は耕地開発を進めており、同水源地から西側の酒人村へ引水する事実がないことを主張する。かかる植村の主張は、貼紙⑩にて「字小清水と申田地之ひへぬきニ而、溝筋井筋ケ間敷ものニ而者一切

無之候」とあり、酒人村へ引水する井溝が存在しないとする。

右記のように、「みどろの沢」は湧水地として認識され植村は堰き止め溜池化するなどの用水・治水を目的として利用していたことが窺えよう。「みどろの沢」は小字「みどろ」の地名として現在でも残つており、現地でも水源跡地にいくつかの湧水点を認めることができる。地形環境と合わせかつては複数の湧水点の集合によつて形成された水源地であつたことが分かる（写真9～12）。植村によると、こうした水源地の余水は、貼紙④では泉村へ、貼紙⑯では「どんどん」で分岐した氾濫原の段丘崖を沿う二ノ井用水の分水路に落ちるのであつて、酒人へは引水されていないという。また貼紙⑯では、もともと酒人村の田地への用水は小字「永ころ」からの井溝で貯つていたが、近年同井溝が潰れたためにこれを埋め、代わりに水源地「みどろの沢」からの引水を目論むようになつたという。この「永ころ」は先の「どんどん」からの二ノ井分水から引かれている。以上の貼紙を通じ、植村は水源地「みどろの沢」への酒人村の水資源利用のすべてを否定するのである。

四 湧水紛争による水資源開発の実相

（1）湧水紛争の帰結

如上の水論は京都町奉行所から裁許が下つてゐる。以下該当部分を掲出する。

【史料A】享和三年一一月一六日「酒人村・植村用水出入御裁許御請書」
〔植区有文書〕一七号、該當箇所抜粋

「酒人村江」

植村領内みとろ之沢之涌水者、其方共領内八拾四石之用水ニ極リ有

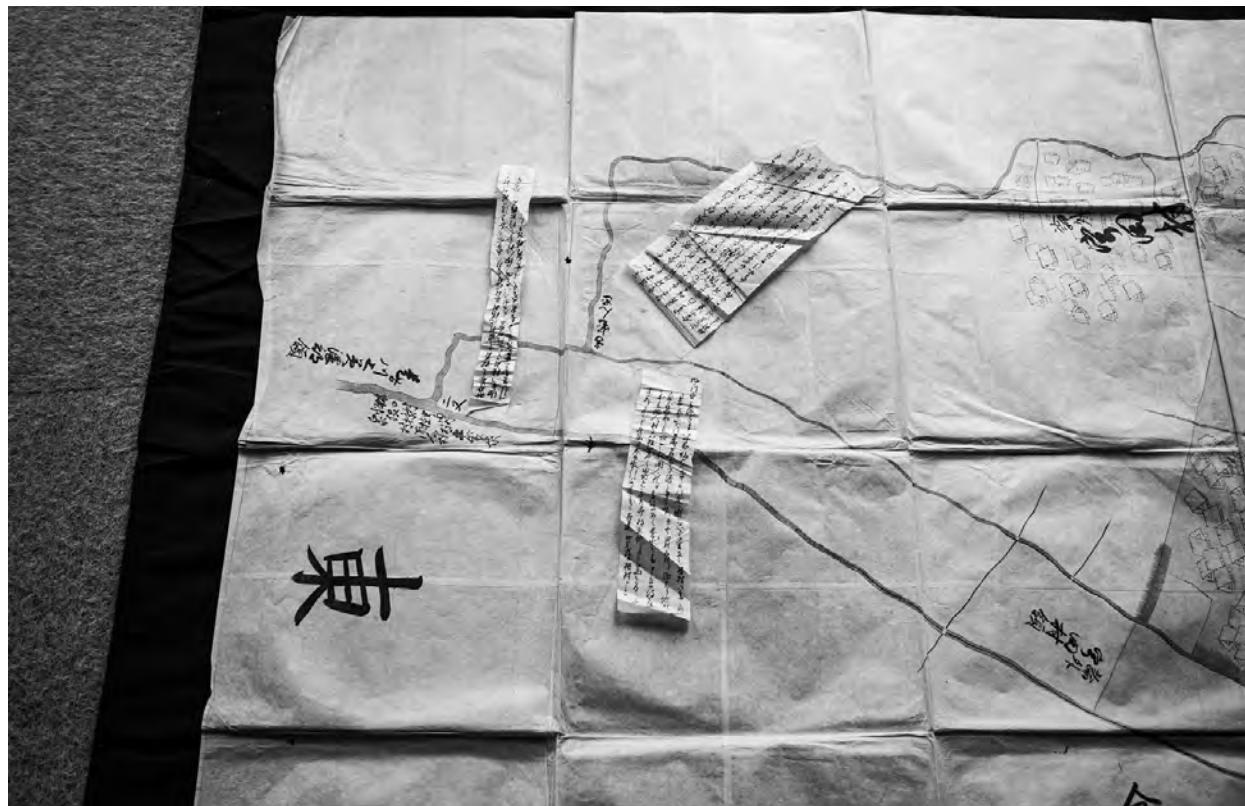


写真7 小字「二又」「どんど」の分水箇所



写真8 みどろの沢の箇所

京都町奉行所では主に水源地「みどろの沢」の利用が審理されており、植村・酒人村双方の主張が容れられるかたちで裁許が下されている。

まず酒人村に対して、貼紙⁽¹⁶⁾で植村が主張したように小字「永ころ」の井溝は埋められ、小字「鳥井元」の井溝が「みどろの沢」から不正に引水されている事が指摘されるも、水源地からの利用が他の田地灌漑の妨げにならない限り認められている。また植村に対しては、「みどろの沢」から植村内の田地（裁許状では「灯明田」）へ引水するための井溝があり、これららの井溝を通じて湧水が下流である酒人村へ落とされること

は必然であつて、上流である同村が「みどろの沢」を堰き止めて下流にある酒人村の利用を妨げてはならない旨が述べられる。

寛政一三年（一八〇一）に勃発した植村・酒人村間の水論は、複数の湧水によつて形成された水源地「みどろの沢」が係争地としてクローズアップされ、その水資源利用をめぐつて両村間で熾烈な法廷闘争へと発展したものといえよう。近世以降、野洲川取水の一ノ井・二ノ井の受益



写真9 みどろの沢故地1



写真10 みどろの沢故地2

村間では水論は絶え間なく発生しており、現地に多くの水論史（資料）料が残されている⁽²⁰⁾。それらのなかでも、湧水をめぐる紛争は本件が管見の限り唯一の事例である。本件の水論を経て、植村・酒人村間では湧水地における水資源利用に方法が取り決められることとなり、これまで明確化されてこなかつた湧水利用について、紛争解決の過程で新たな資源配分のルールが設けられたのである。

(2) 湧水紛争の背景

では、なぜ今回のような、二ノ井の用水路だけではなく水源地までを紛争対象とする水論が勃発したのであろうか。その要因について以前筆者は、寛政二年（一七九〇）での「世間一統及旱魃」⁽²¹⁾や、寛政六年・九年と断続的に大旱魃が水口を襲い一ノ井・二ノ井が干上がりてしまう事態に直面していたこと、などの事例から当該地で断続的に発生した旱魃による野洲川取水量の減少を指摘した。⁽²²⁾ そして、従来の水論でクローズアップされてこなかつた湧水が係争地にまでなつてゐる点に、当該期に発生した旱魃の在地社会に与えた影響の深刻度を見通した。

右記で示した紛争背景は、災害という外的要因に基づく説明であるが、在地で進展した水資源開発の動向を考え合わせると、今度は内的な要因も見えてくる。次の史料を見てみよう。

【史料B】享保三（一七一八）

年四月「乍恐口上書（水口新開と綾井村々争論）」（植区有文書一二号、該當箇所抜粹）



写真 11 みどろの沢故地 3



写真 12 みどろの沢故地 4

開発有之、則水掛リ之義字名綾井式筋之井水を取可申与被申候、然處綾井之義ハ宇田村・植村・酒人村・北脇村・泉村・林口村右六ヶ村高四千武百七拾石余江掛リ申用水ニ而御座候ヘハ、末々迄ハ水届兼申候処、今以川原新田江水分申候而ハ、弥不足仕大切之田地日損可仕与難儀千万ニ奉存、右之趣御訴訟申上度段、去春中御触本中迄切々御断申□^(上カ)処、当年ハ志ハ／＼開発も無之候間、先見合申様ニと

御座候ニ付、差ひかへ罷有候、然処當春ニ至リ大分ニ開発出来申ニ付、弥井水不足可仕与迷惑至極ニ奉存、乍恐御訴訟申上候、右之通ニ御座候得者、綾井用水新田江少も取（不カ）被申候様ニ、被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

右は植村・酒人村連名によつて京都町奉行所に提出された申状で、内容は沖積平野部での新田開発（「川原新田」）が進んだ結果、一ノ井・二ノ井の既存の用水路からも当該田地へ引水する必要が生じたため、受益村を養うはずの用水の水量が不足する事態に陥っているという。新田開発で耕地面積が拡大しても、それを灌漑する水量は依然として野洲川取水の河川灌漑のみに依拠しているために、それらの水量をより多くの耕地で配分する必要が生じているのである。そしてかかる事態は水口だけではなく野洲川流域全体の問題へと発展していく。文政元年（一八一八）の「訴状（土山宿等川上の新田開発差止）」では、野洲川中流域の土山宿で進展した新田開発の結果、「三・四十ヶ年以前まで八十四・五日・廿日迄之旱魃ニハ大艸水きれ不申、池掛り之百性井掛（姓）ハ結構成御田地与被申候所、只今ニ而者池掛り凡五・七日も先へ渴水仕候、此義ハ少々ツ、ニ而も川上ニ新田出来候故」と述べられる。²⁴三・四〇年前までは溜池灌漑よりも多くの水量を誇り、かつ二〇日程度までの旱魃でも干上がらなかつた野洲川が、ここ最近では溜池よりも早く干上がつてしまふようになつてしまつたというのである。水口での新田開発は一八世紀頃より開始され、それに合わせて井溝が設置されるので用水路網は細分化・稠密化していく。耕地拡大は結果として地域に水不足の問題を引き起こしてしまつたのである。²⁵

また、水利権も新田開発により複雑性を帯びていく。例えば美濃部村

と宇田村領内に新設された氏河原村の新田開発地専用の用水路「兼ケ尻榎井」「茨井」（いすれも野洲川から取水する河川灌漑用水路）は、旱魃時の利用が氏河原村のみに限定されていることから（「渴水之節ハ前々々氏川原村へ取来候事」）、新田開発の進展とともに水利権も分割されいく事例もみられる。²⁶つまり開発耕地の拡大によって水資源の分配などの水利秩序も錯綜し複雑化していくのである。これらの河川灌漑用水路がすべて野洲川を水源としている以上、渴水時には少ない水量をめぐつて、既存の水利秩序の違反行為として様々な紛争が発生するのは火を見るよりも明らかであろう。新田開発にともなう既存水利秩序の細分化と複雑化といった内的要因、そして旱魃による野洲川の水量減少という外的要因が重なつた結果、当該地の水論はより深刻な問題となり、ついには湧水利用をめぐる紛争にまで発展したのである。本件の紛争は極めて構造的な問題によつて惹起されたのである。

（3）湧水利用の実態

今回の水論でクローズアップされた湧水群「みどろの沢」では、植村にとつては水源地付近の灯明田を灌漑する用水として、また酒人村にとつては領内耕作地の主たる用水としての役割を有しており、湧水灌漑による水資源開発であったことが窺える。水論絵図には「みどろの沢」から伸びる複数の用水井溝が確認でき、貼紙⑫で植村は「古來凡之田地戸口ニ而在來候義御座候」と水源地取水口付近に耕作地があつたことを主張する。当該地での湧水灌漑は以前から行われてきたものだつたのである。

「みどろの沢」付近を流れる河川灌漑用水路の二ノ井も、こうした湧水とけつして無関係ではなかつた。現地調査では宇田村内に小字「澤」

や小字「中頃」で湧水点を確認することができた。⁽²⁷⁾ これらには小字「どんじ」で段丘崖下に沿いながら分流する二ノ井が流れしており、河川灌漑だけでなく湧水による水量増加も見込まれて井溝が設けられていたのであろう。さらに宇田村集落内にある伝山中氏屋敷跡付近の小字「清水」にもちょうど湧水点があり、これは「グルリ」という井溝が存在して伝山中氏屋敷跡を灌漑して集落内を流れ、先の段丘崖下の二ノ井に落ちて酒人村へ流れていく。宇田村・植村・酒人村の水資源利用は、確かに河川灌漑の二ノ井が貫流し中心的な役割を果たしてはいるが、その実は複数の湧水点により水量が補われ、湧水の排水も二ノ井を通じて行われていたのである。二ノ井について、元和八年（一六二二）に宇田村と氏河原村で起きた水論で、氏河原村は綾野井のうちの二ノ井について「宇田村之田地ハあやの井丈夫ニ御座候ニ付、なにたる日てりニも宇田村之田地ニあまり下之郷へ参候」と、宇田村の二ノ井は日照りでも水量が衰えないことを主張する。⁽²⁸⁾ たびたび生じる旱魃のなか、二ノ井用水が宇田村分では「あまり」という状態になるのは、やはり複数の湧水点の存在による水量の増加が想定できよう。

水口平野部、とくに伊勢神宮領柏御厨故地の主要部を構成する近世村の北脇村・林口村・泉村・宇田村・植村・酒人村については、村田修三の研究を基調に河川灌漑を主要な水資源開発の形態として捉えられてきた。⁽²⁹⁾ 圃場整備事業が完了した現在では、もはや河川灌漑しか現況景観から窺い知ることはできず、一見すると先の理解に対し疑問を差し挟む余地はないように思われる。しかしながら、これまで水論絵図を手がかりに縷々明らかにしてきたように、当該地の、少なくとも二ノ井の受益村については河川灌漑のみで成り立っていたわけではないことは明白であろう。水論絵図でみた水源地「みどろの沢」では複数の井溝が設けられ

植村・酒人村間で湧水灌漑が行われていた。また野洲川取水の二ノ井は、河川からの取水だけでなく地形環境によって生じた湧水点を包摂しながら水量を増幅させ、かつ上流部の湧水によって生じた余水を下流へ流す作用を持っていたのである。二ノ井受益村での水資源利用は、河川灌漑と複数の湧水点ないし湧水群に基づく湧水灌漑という、多水源に依存した利用形態を示しており、それらは用水と排水を担う相互補完的な関係であった。

おわりに

本稿では、近世村落の湧水紛争の実例を示す水論絵図を題材に、他の近世史料や聞き書きなどの現地調査成果を踏まえ、可能な限りフィールドワークを用いて実態に即しながら紛争の経緯を復元してきた。その結果、河川灌漑の二ノ井だけでなく、湧水までをも競争地とした紛争勃発の背景に、当該期の旱魃に加え、野洲川流域で進展した新田開発の結果生じた過剰な水資源分配による水量の枯渇という構造的要因があつたことを指摘し得た。また、河川灌漑を主たる水資源としてきた二ノ井受益村の農業開発が、実態としては先の水論絵図と同様に湧水への依存度が高く、河川灌漑と湧水灌漑の多水源に依存し、かつ用排水を両者で補うという相互補完関係によつて成り立っていたこともフィールドワークの成果を勘案して明らかにすることができた。

湧水の保全が叫ばれる現代において、湧水とはややもすると現代人が、失われつつある過去の自然景観や生活に対するある種の郷愁や憧憬を抱く対象としてばかり捉えられていいだろうか。そうした認識を否定するつもりはないが、しかし本稿でみた近世村落での湧水開発と紛争の事例に鑑みると、湧水の存在は在地の人々にとって農業開発の基盤となる

必要不可欠な水資源であり、その喪失は極めて切実な問題であつたことが窺えるのである。

を駆使しつつ、地域資料の断片から埋もれてきた湧水の実像を探つてい
きたい。

以前、同様の水論絵図を用いつつ中世段階の水資源開発に言及した際、筆者は地域の水資源開発を各時期の開発段階（溜池灌漑や河川灌漑、干拓や築堤など）を段階的ではなく重層的に積み重なりながらそれぞれ複合的に利用される存在として理解する必要性を述べた。⁽³⁰⁾ それらの開発段階は、発展史のなかで克服され淘汰されるべきものではなく、幾重にも重なりながらも（ときに規模を縮小させ形を変えながらも）現在に至る地域の農業開発とその景観を作っていくのであり、その基層にあるのが湧水灌漑なのである。本稿で示した河川灌漑と湧水灌漑の相互補完関係に基づく水資源利用も、構造的にみるならば、その基層に湧水灌漑があつたと想定できる。

冒頭でも述べたように、湧水、とくにその農業開発への利用については文献史（資）料にどうしても残りづらい。古代・中世ともなればなおさらである。それは大規模な開発をともなう訳でも、また広域な政治権力を必要とする訳でなく、生活者である在地住人たちにとつて極めて密接な存在だったからであろう。文字として記録する必要がなかつたからである。しかし、熾烈な水資源をめぐる紛争では、そうした湧水も係争地として表面化し、資源分配の地域秩序のなかに包摂されていく。その契機を示すものが、本稿で取り上げた湧水紛争とも呼べる近世水論絵図なのである。

前近代村落での農業開発や歴史的に形成されてきた諸社会集団の存立を検討する上で、多様な水資源利用の実態、とくに従来十分な研究がされてこなかつた湧水の存在はもと意識され、その利用の意義を地域史のなかに定位される作業が一層求められよう。今後もファーリードワーク

註

- (1) 審月圭吾『中世灌溉史の研究』（日黒書店、一九五〇年）（初出一九四三年）。
- (2) 中村吉治『中世社會の研究』（河出書房、一九三九年）。
- (3) その他、農業史の喜多村俊夫『日本灌溉水利慣行の史的研究 総論編』（岩波書店、一九五〇年）を参照。
- (4) 香月洋一郎『景観のなかの暮らし—生産領域の民俗』（未來社、一九八三年）を参照。
- (5) 高橋圭吾『近世葛城山北麓における多水源の灌漑と水利慣行』（『歴史地理学』二三五、一九七〇年）、同『近世における水論の類型化—奈良盆地東部山麓の場合』（『人文地理』六二一、一九七〇年）。
- (6)かかる指摘は枚挙に暇がないが、さしあたり本稿では、琵琶湖周辺集落での湧水利用を示す金田章裕『文化的景觀—生活となりわいの物語』（日本経済新聞出版社、二〇一二年）、企画展示図録『暮らししが生んだ絶景—琵琶湖 水辺の文化化的景觀』（滋賀県立安土城考古博物館、二〇一二年）を、また里山での湧水湿地の機能を論じた武内和彦・鷺谷いづみ・恒川篤史編『里山の環境学』（東京大学出版会、二〇〇一年）、富田啓介『里山の「人の気配」を追つて—雜木林・湧水湿地・ため池の環境学』（花伝社、二〇一五年）などを参照した。
- (7) 関東を事例に、湧水や雨水による自然灌漑と小規模溜池灌漑による谷田での水資源開発の様相を豊富な事例から示した高島緑雄『関東中世水田の研究』（日本経済評論社、一九九七年）がわずかに知られるのみであろう。その他、湧水と社会集団の存立に言及したものに、前原茂雄『中世前期村落の共同体的契機について』（莊園・村落史研究会編『中世村落と地域社会』高志書院、二〇二六年）や拙稿『崖線の在地領主—武藏国立川氏の水資源開発と地域景觀』（『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇九、二〇一八年）、同「北武藏の武士本拠と湧水開

- 発」『シンポジウム「武蔵武士とその本拠」資料集』埼玉県立嵐山史跡の博物館、二〇一八年)、同「湧水は中世景観を語れるのか—滋賀県甲賀市水口町の現地調査と山中氏両惣領家—」(『民衆史研究』一〇一、二〇二一年)などがある。
- (8) 拙稿「圃場整備地域の景観復原技法確立と地域実践—滋賀県甲賀市水口町の近代水資源開発と社会集団の関わりから—」(『学術研究助成報告集 第六集』公益財団法人国土地理協会、二〇二一年(初出二〇一九年、<https://www.kokudo.or.jp/grant/pdf/2018/watanabe.pdf>にて閲覧可能))、および拙稿前掲註(7)論文「湧水は中世景観を語れるのか」。以下、前者を拙稿A論文、後者を拙稿B論文と略称して用いることとする。
- (9) 『甲賀市史 第二巻』(甲賀市史編さん委員会、一〇一四年)、和田和敏『近世郷村の研究』(吉川弘文館、二〇一三年)、『甲賀市史 第三巻』(甲賀市史編さん委員会、二〇一四年)などを参照。
- (10) 当該地の「同名中」や「甲賀郡中惣」については、主な先行研究に村田修三「用水支配と小領主連合」(『戦国大名論集四 中部大名の研究』吉川弘文館、一九八三年(初出一九六三年))、同「地域柄と地域権力」(『史林』五五一、一九七二年)、同「戦国時代の小領主」(『日本史研究』一三四、一九七三年)、高木昭作「甲賀郡山中氏と「郡中惣」」(『歴史学研究』三三五、一九六七年)、石田善人「甲賀郡中惣と伊賀惣国一揆」(『戦国大名論集四 中部大名の研究』吉川弘文館、一九八三年(初出一九七二年))、古宮雅明「近江国甲賀郡における在地権力の形成とその特質」(『文化史学』三六六、一九八〇年)、久留島典子「中世後期在地領主層の一動向—甲賀郡山中氏について—」(『戦国大名論集四 中部大名の研究』吉川弘文館、一九八三年(初出一九八一年))、宮島敬一「戦国期社会の形成と展開」(吉川弘文館、一九九六年)、石田晴男「中世山中氏と甲賀郡中惣」(同成社、二〇一二年)などがある。
- (11) 村田前掲註(10)論文「用水支配と小領主連合」。
- (12) 以上の点は当該地で実施した水利灌漑調査成果である拙稿A論文および土山祐之「二〇二一年段階における現地調査の方法と実践—滋賀県甲賀市水口地域の調査を事例として—」(『民衆史研究』一〇一、二〇二一年)にて明らかにされ
- (13) 村田前掲註(10)論文「用水支配と小領主連合」および村田の見解を踏まえた『甲賀市史 第二巻』(甲賀市史編さん委員会、二〇一四年)の記述など。
- (14) 柏木御厨故地で実施された先行する現地調査については、拙稿B論文にて概要を示している。
- (15) 公益財団法人国土地理協会による学術研究助成の成果報告は拙稿A論文を参照。
- (16) 「甲賀郡北脇村地誌」(『水口町自治体史編纂叢書 第二集 柏木神社文書調査報告書—滋賀県甲賀郡水口町北脇』(水口町役場総務課自治体史編纂準備室、二〇〇四年)二〇一二号)。
- (17) 「山中文書」四〇一号。文書番号は『水口町志上』に基づく。
- (18) 「山中文書」一六〇号。
- (19) 村田前掲註(10)論文。
- (20) 二ノ井の水論に関わる近世文書について、宇田村は『宇田区有文書調査報告書』(水口町役場総務課自治体史編纂準備室、二〇〇三年、史料の引用に際しては『宇田』〇号と略称を用いる(〇は文書番号)、氏河原村は『宇川共有文書調査報告書上巻』(水口町立歴史民俗資料館、一九九七年、史料の引用に際しては『宇川』水利・土木の〇号と略称を用いる(〇は文書番号))として刊行されている。植村・酒人村についてはそれぞれ「植区有文書」「酒人区有文書」が現存するも報告書類で史料紹介や翻刻等はまだされていない。
- (21) 寛政二年十一月日「乍恐奉願口上之覚」(『宇田』三六二号)。
- (22) 寛政六年六月二九日「乍恐以書付御願奉申上候」(『酒人区有文書』三〇〇号)、寛政二年二月日「為替証文之事」(『酒人区有文書』三二号)。
- (23) 拙稿B論文。
- (24) 文政元年(一八一八)「訴状(土山宿等川上の新田開発差止)」(『宇田』三六六号)。
- (25) 新田開発と水不足の関係についてはすでに前掲註(20)『宇田』解題にて若干触れられている。
- (26) 享保二年四月「取替申証文之事」(『宇川共有文書調査報告書 上巻』水口町

立歴史民俗資料館、一九九七年、水利・土木の二三二号)。

(27) 現地調査で得られた湧水点については拙稿B論文に詳しい。

(28) 元和八年六月四日「乍恐申上」(『宇川』水利・土木の一号)。

(29) 前掲註(13) 参照。

(30) 前掲註(7) 拙稿「崖線の在地領主」および拙稿B論文。

〔付記1〕

本調査の現地調査では、植公民館にて上村喜秋氏（昭和二二年生）・澤田勉氏（昭和三〇年生）・西川嘉氏（昭和二三年生）・城平八郎氏、酒人公民館にて藤田利昭氏（昭和一七年生）・千廣友次氏より聞き書きのご協力を賜った。記して御礼申し上げる。

〔付記2〕

本稿は、二〇一八年度公益財団法人国土地理協会学術研究助成（研究課題「圃場整備地域の景観復原技術確立と地域実践－滋賀県甲賀市水口町の前近代水資源開発と社会集団の関わりから－」（研究代表・渡邊浩貴）、および二〇一九年度公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団国内研究助成（研究課題「G I Sを用いた前近代村落社会の水環境と「紛争・共生」に関する歴史学的研究－滋賀県甲賀市水口町における水利灌漑の復原作業を通じて－」（研究代表・渡邊浩貴））における研究成果の一部である。